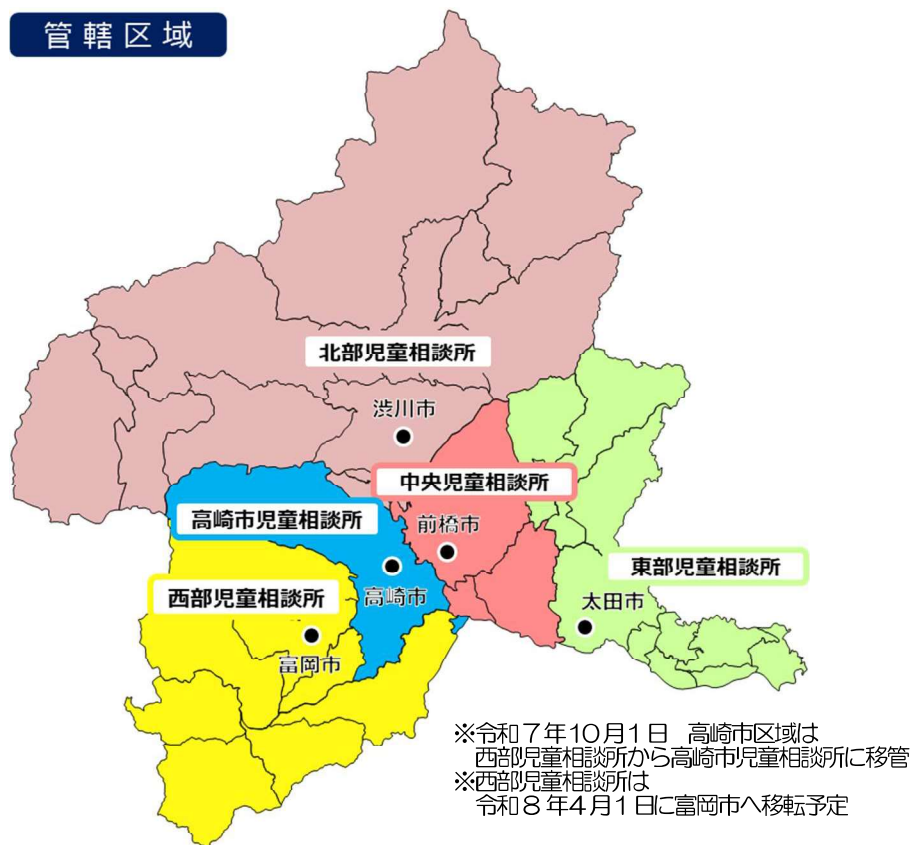


令和7年版

事業概要

(令和6年度事業実績)



群馬県中央児童相談所
群馬県北部児童相談所
群馬県西部児童相談所
群馬県東部児童相談所

は じ め に

こどもを取り巻く環境は、少子化の進行に歯止めがかからない中で、こどもの自殺も高止まりで推移するなど、依然として厳しい状況となっています。このような背景の中、本県では令和5年に施行されたこども基本法を踏まえ、「ぐんまこどもビジョン2025」を策定しました。この計画は、次代を担うこども・若者にとっての最善の利益を優先し、こどもや子育てに関わる全ての人が幸せを実感できるよう、当事者の声を聴きながら、ともに推進していくことを基本理念とし、今年度からの5年間、毎年度「事業実行計画」を策定し、施策を展開していくこととしています。また、この計画と調和する社会的養護に係る推進計画である「群馬県社会的養育推進計画」（計画期間 平成27年度～令和11年度）について、家庭養育優先原則の取組を更に徹底し、こどもの最善の利益の実現を目指すことを目的とし、令和6年度に中間見直しを行いました。

本県の児童相談所の状況については、令和6年度に対応した虐待相談が1,748件であり、前年度に比べ若干減少していますが、依然として高い数値となっています。児童相談所では、引き続き、身近な市町村における養育相談への対応が充実するよう支援するとともに、児童相談所においては、より困難な家庭への相談支援に重点を置いて取り組み、保護者支援のためのプログラムを活用するなど、より専門的な対応を行えるよう、市町村との役割分担を進めているところです。

また、こどもの権利擁護をさらに推進していくため、令和7年4月に「群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を施行し、一時保護所の心理療法担当職員の配置を規定するとともに、こどもの権利ノートを15年ぶりに改訂しました。さらに、児童福祉法の改正を踏まえた一時保護時の司法審査が令和7年6月から導入され、一時保護の開始に関し、より適正な手続きの確保を図っています。

このほか、令和7年10月には高崎市児童相談所が開所され、より地域に身近な市において、基礎的自治体の母子保健と児童福祉が連携し、地域の実情に応じた包括的な支援が提供できるようになりました。県内全域で、県の児童相談所4カ所と高崎市の児童相談所が連携し、こどもの最善の利益を第一に対応していくこととしています。

この事業概要は、令和6年度の本県における児童相談所の相談・援助業務の実績をまとめたものです。皆様の日々の業務に御活用いただければ幸いです。

今後とも本県の児童福祉推進のため、特段の御理解、御協力をお願い申し上げます。

令和8年1月

群馬県中央児童相談所長

入澤 康行

群馬県北部児童相談所長

黒澤 由佳

群馬県西部児童相談所長

野中 博幸

群馬県東部児童相談所長

青柳 尚志

児 童 憲 章

(昭和26年5月5日制定)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がうちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

目 次

I	児童相談所の機能と役割	1
1	児童相談所の機能	1
2	児童相談所の役割	1
3	児童相談の種類と内容	2
4	児童相談の流れ	3
II	管内概況	4
III	各児童相談所の概要	6
1	中央児童相談所の概況	6
2	北部児童相談所の概況	10
3	西部児童相談所の概況	12
4	東部児童相談所の概況	14
IV	事業の状況	18
1	相談受付の状況	18
2	児童心理司活動状況	24
3	児童福祉司活動状況	24
4	一時保護の状況	25
5	その他の事業の実施状況	27

統 計 表

表1	相談経路別受付状況	35
表2	相談種別受付状況	36
表3	虐待相談の状況	37
表4	市町村別相談種別受付状況	38
表5	相談種別年齢別受付状況	40
表6	相談種別対応状況	45
表7	調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況	50
表8	児童心理司による集団療法の状況	52
表9	療育手帳の判定状況	52
表10	特別児童扶養手当相談件数	52
表11	児童心理司 受付形態別相談件数	52
表12	児童福祉施設等の措置及び指定発達支援医療機関委託等状況	53
表13	施設入所児童等の措置解除の理由	54
表14	里親及び委託児童の状況	55
表15	年齢別在宅重症心身障害児（者）数	56
表16	措置の停止並びに措置中等の調査・診断・指導	57
表17	郡市別一時保護児童数	57
表18	一時保護児童相談別援助状況	58

表 1 9	一時保護児童性別年齢別状況	・ ・ ・ ・ ・	6 0
表 2 0	一時保護児童在所日数	・ ・ ・ ・ ・	6 1
表 2 1	月別一時保護児童の状況(延人員)	・ ・ ・ ・ ・	6 3
表 2 2	一時保護児童受診の状況(中央児相・東部児相)	・ ・ ・ ・ ・	6 3
表 2 3	「こどもホットライン 2 4」電話相談等の状況	・ ・ ・ ・ ・	6 4
《参 考》	関係施設一覧	・ ・ ・ ・ ・	6 6

I 児童相談所の機能と役割

児童相談所とは

児童相談所とは、児童福祉法第12条の規定に基づく児童福祉のための専門機関で、すべての都道府県及び指定都市、児童相談所設置市等に設置されています。

市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に適切な援助を行う行政機関です。

そのために必要な調査・判定を行い、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護して、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行います。

1 児童相談所の機能

児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、次の機能等を十分に発揮・活用し、その任務を果たしていきます。

(1) 基本的機能

①市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

②相談機能

児童に関する家庭・その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて児童の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助指針(援助方針)を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した児童の援助を行う機能

③一時保護機能

必要に応じて児童を家庭から離して一時保護する機能

④措置機能

児童又はその保護者を児童福祉司、児童委員(主任児童委員を含む。)、児童家庭支援センター等に指導させ、又は児童を児童福祉施設、指定発達支援医療機関に入所若しくは委託させ、又は里親に委託する等の機能

⑤障害児支援機能

知的障害児が福祉サービスを利用しやすくするために発行される療育手帳の判定や、特別児童扶養手当診断書発行、重症心身障害児判定、障害児入所施設等利用契約等の機能

(2) 民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができます。

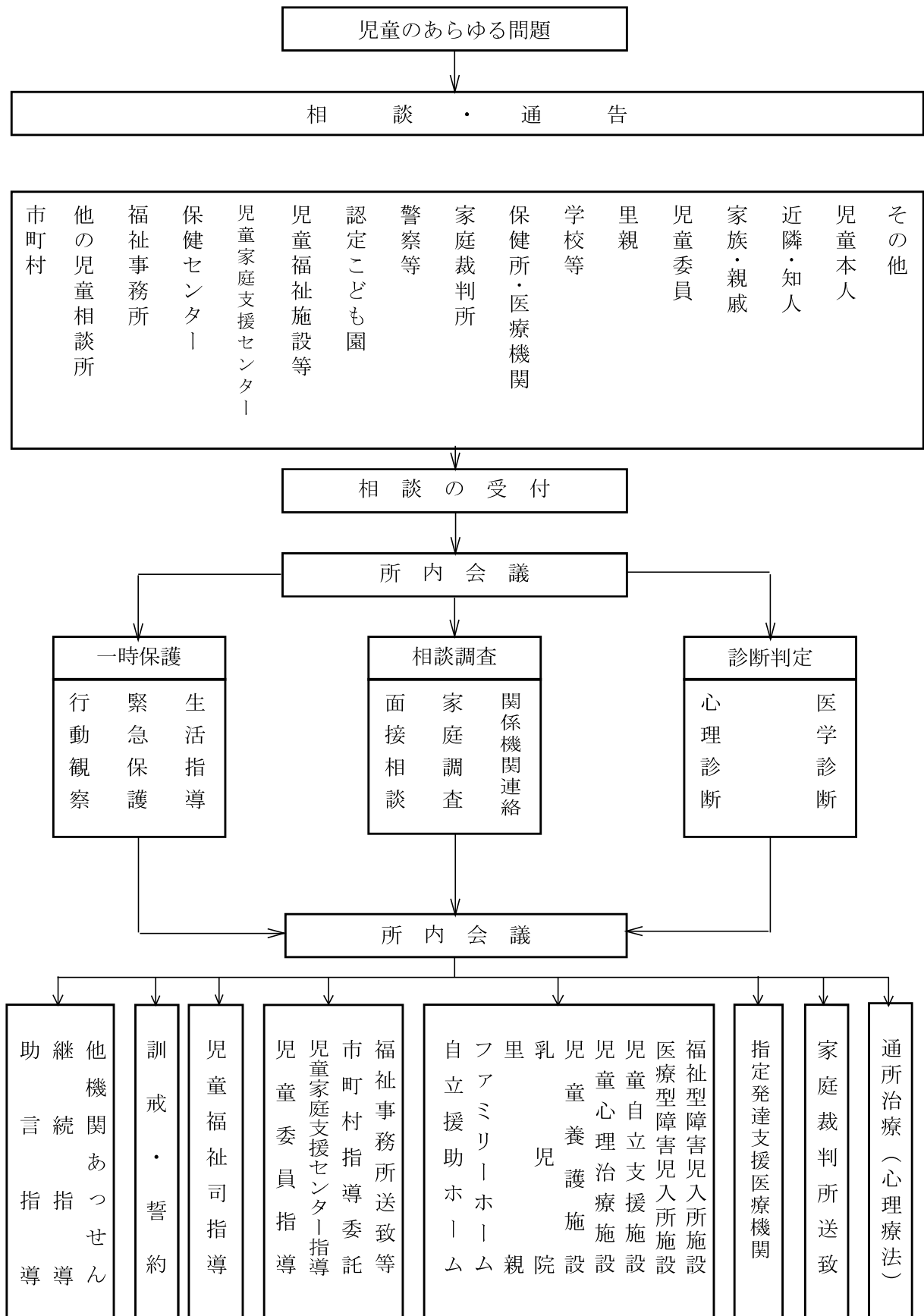
2 児童相談所の役割

市町村が児童相談窓口として明確化されたことにより、市町村への援助及び介入的な関わりが必要な困難事例、一時保護や施設入所、専門的ケアが必要な事例への対応に役割が重点化され、児童家庭相談体制の充実を図ることとされています。

3 児童相談の種類と内容

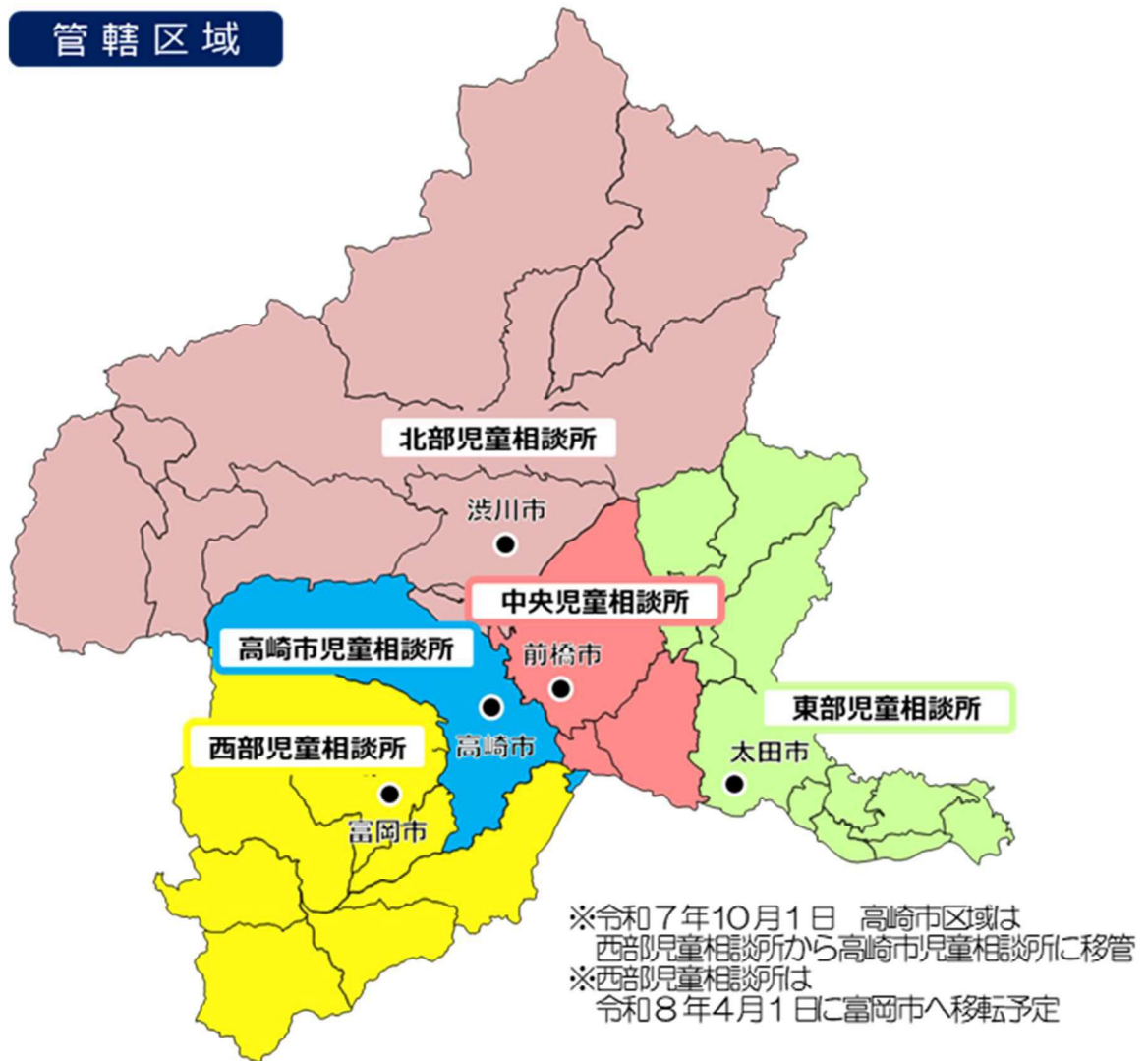
種 別		内 容
養 護 相 談	1 児童虐待相談	身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）に関する相談
	2 その他の相談	保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保 健 相 談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障 害 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別に分類される）
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非 行 相 談	10 ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。（受け付けた時には通告がなくても調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談を含む）
育 成 相 談	12 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別に分類される）
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

4 児童相談の流れ



Ⅱ 管内概況

所 管 区 域 図



面 積

区分	面積	構成比
中央	476.81Km ²	7.5%
北部	3,332.89Km ²	52.4%
西部	1,700.88Km ²	26.7%
東部	851.75Km ²	13.4%
全県	6,362.33Km ²	100.0%

総人口

区分	総人口	構成比
中央	572,272人	30.3%
北部	227,920人	12.1%
西部	546,004人	28.9%
東部	543,329人	28.7%
全県	1,889,525人	99.9%

人口密度

区分	1Km ² 当り
中央	1,200.2人
北部	68.4人
西部	321.0人
東部	637.9人
全県	297.0人

児童人口

区分	児童人口	構成比
中央	78,190人	30.9%
北部	28,195人	11.1%
西部	73,076人	28.9%
東部	73,773人	29.1%
全県	253,234人	100.0%

(注1) 総人口及び児童人口については、「群馬県年齢別人口統計調査結果」(R6.10.1現在)による。

(注2) 構成比は小数点以下の端数処理により合計が100%にならないことがある。

管内別の人口及び児童人口

児 相 別	市町村別	世帯数	人口	児 童（０歳～１７歳）人口									
				０歳 ～１歳	２歳 ～３歳	４歳 ～５歳	６歳 ～７歳	８歳 ～９歳	１０歳 ～１１歳	１２歳 ～１３歳	１４歳 ～１５歳	１６歳 ～１７歳	合計
中央 児 相	前橋市	147,543	326,273	3,781	4,233	4,260	4,527	4,787	4,981	5,083	5,327	5,533	42,512
	伊勢崎市	91,145	210,685	2,727	2,967	3,261	3,279	3,563	3,678	3,830	3,937	4,107	31,349
	玉村町	15,681	35,314	404	455	437	438	464	494	529	547	561	4,329
	計	254,369	572,272	6,912	7,655	7,958	8,244	8,814	9,153	9,442	9,811	10,201	78,190
北部 児 相	沼田市	18,880	42,227	336	375	459	535	583	653	615	668	814	5,038
	渋川市	29,524	70,810	664	791	815	861	940	1,007	1,111	1,149	1,174	8,512
	榛東村	5,453	14,213	185	197	239	286	271	242	234	262	270	2,186
	吉岡町	8,608	22,635	414	501	465	449	499	454	465	484	467	4,198
	中之条町	6,210	14,229	107	145	130	133	170	166	181	229	222	1,483
	長野原町	2,283	4,821	30	44	44	35	56	42	63	67	65	446
	嬭恋村	4,048	8,871	88	94	93	111	102	106	128	122	162	1,006
	草津町	3,335	5,876	56	44	32	53	51	61	62	53	69	481
	高山村	1,053	3,150	23	30	49	34	42	42	52	52	49	373
	東吾妻町	4,991	11,516	57	67	96	110	136	144	151	173	195	1,129
	片品村	1,603	3,654	28	33	33	30	29	42	41	69	79	384
	川場村	989	3,251	21	32	33	33	56	45	60	50	52	382
	昭和村	2,877	6,737	62	65	85	93	102	104	123	112	112	858
	みなかみ町	7,016	15,930	119	134	172	181	180	224	199	221	289	1,719
	計	96,870	227,920	2,190	2,552	2,745	2,944	3,217	3,332	3,485	3,711	4,019	28,195
西部 児 相	高崎市	166,684	367,024	4,563	4,837	5,238	5,595	5,879	6,161	6,280	6,626	6,865	52,044
	藤岡市	25,893	60,608	552	628	680	764	800	906	977	1,099	1,087	7,493
	富岡市	18,838	44,927	349	411	465	576	636	682	730	789	784	5,422
	安中市	22,255	52,055	418	507	548	624	674	711	765	905	907	6,059
	上野村	512	1,007	14	9	14	16	21	19	14	10	12	129
	神流町	746	1,415	6	7	2	4	7	9	12	7	9	63
	下仁田町	2,651	5,710	21	22	29	25	45	37	47	56	56	338
	南牧村	687	1,325	4	2	4	2	4	2	5	11	3	37
	甘楽町	4,746	11,933	113	146	124	160	172	165	194	200	217	1,491
	計	243,012	546,004	6,040	6,569	7,104	7,766	8,238	8,692	9,024	9,703	9,940	73,076
東部 児 相	桐生市	44,492	99,234	677	840	989	1,125	1,218	1,314	1,396	1,551	1,705	10,815
	太田市	97,118	221,596	2,795	3,167	3,324	3,688	3,851	3,962	4,223	4,375	4,388	33,773
	館林市	32,863	73,548	711	809	838	947	1,043	1,130	1,299	1,268	1,342	9,387
	みどり市	19,898	47,959	507	607	607	680	740	806	824	859	968	6,598
	板倉町	5,640	13,249	59	86	118	112	166	185	216	239	236	1,417
	明和町	4,231	10,505	89	122	139	135	165	174	189	201	190	1,404
	千代田町	4,273	10,507	100	119	137	148	145	185	179	184	199	1,396
	大泉町	20,035	41,815	472	563	603	638	663	681	687	745	741	5,793
	邑楽町	10,353	24,916	212	295	295	327	379	371	391	432	488	3,190
	計	238,903	543,329	5,622	6,608	7,050	7,800	8,370	8,808	9,404	9,854	10,257	73,773
合 計		833,154	1,889,525	20,764	23,384	24,857	26,754	28,639	29,985	31,355	33,079	34,417	253,234
児 童 人 口 構 成 比				8.2%	9.2%	9.8%	10.6%	11.3%	11.8%	12.4%	13.1%	13.6%	100.0%

（注）世帯数については「群馬県移動人口調査結果」（R6.10.1現在）、人口及び児童人口については「群馬県年齢別人口統計調査結果」（R6.10.1現在）による。